

# 2023 年度 中央大学国際経営学部

## 「アクティブステューデント」応援奨学金 募集要項

明確な目標に向けて具体的な活動に取り組む国際経営学部学生に対し、学生生活の活性化を促進することを目的として、奨学金を給付します。

下記の要領で奨学生を募集しますので、給付を希望される方はご応募ください。

### 記

#### 1. 出願資格・出願コース

本学国際経営学部在籍し、以下のいずれかに該当し、本奨学金の目的にふさわしい実績を在学中にあげることが期待される学生個人(以下①～③いずれも国内外を問いません)。

##### ① [アカデミックアクティビティ・サポート]

意欲的な学術活動の計画に基づき、実行することが期待される学生

活動事例: 専門的な研究や調査、学会発表等

##### ② [イノベーター・サポート]

個性的で創造性に富む活動の計画に基づき、実行することが期待される学生

活動事例: ベンチャービジネス構想準備、NPO 法人設立準備等

##### ③ [グローバルビジネスリーダー・サポート]

グローバルビジネスリーダーとしての資質の修得に繋がる研修活動の計画に基づき、実行することが期待される学生

活動事例: 外国語運用能力向上に必要な語学研修、業務研修等

\* 自分自身で企画した活動に限ります(本学の長期留学制度や短期留学制度、正課授業に関連する活動費用(Global Studies I (海外短期留学プログラム)含む)の一部として充当することはできません)。

#### 2. 給付金額・期間等

30万円

\* 2023年10月1日～2024年9月30日までに実行予定の活動が対象となります。

\* 「長期留学・海外インターンシップチャレンジ奨学金」との併給はできません。

\* 本奨学生として採用された方は、次年度以降に再度出願することができません。

#### 3. 募集人数

5名程度

#### 4. 選考方法

1次審査 : 書類審査(エントリーシート)

\* エントリーシートの内容を参考に、2次審査対象者を選考します。

2次審査 : プレゼンテーション

\* 1次審査結果と併せて総合的に審査します。

## 5. 提出書類（日本語もしくは英語で作成してください）

### 1) エントリーシート（提出必須：所定書式）

\* 電子ファイルに入力して完成させてください（A4サイズで4枚以内に収まるよう作成してください）。

### 2) 補足資料（提出任意：書式任意）

\* 補足資料を提出する際は、全てA4サイズで両面印刷5枚以内に収めること

\* 資料の右上に学籍番号と氏名を記入すること

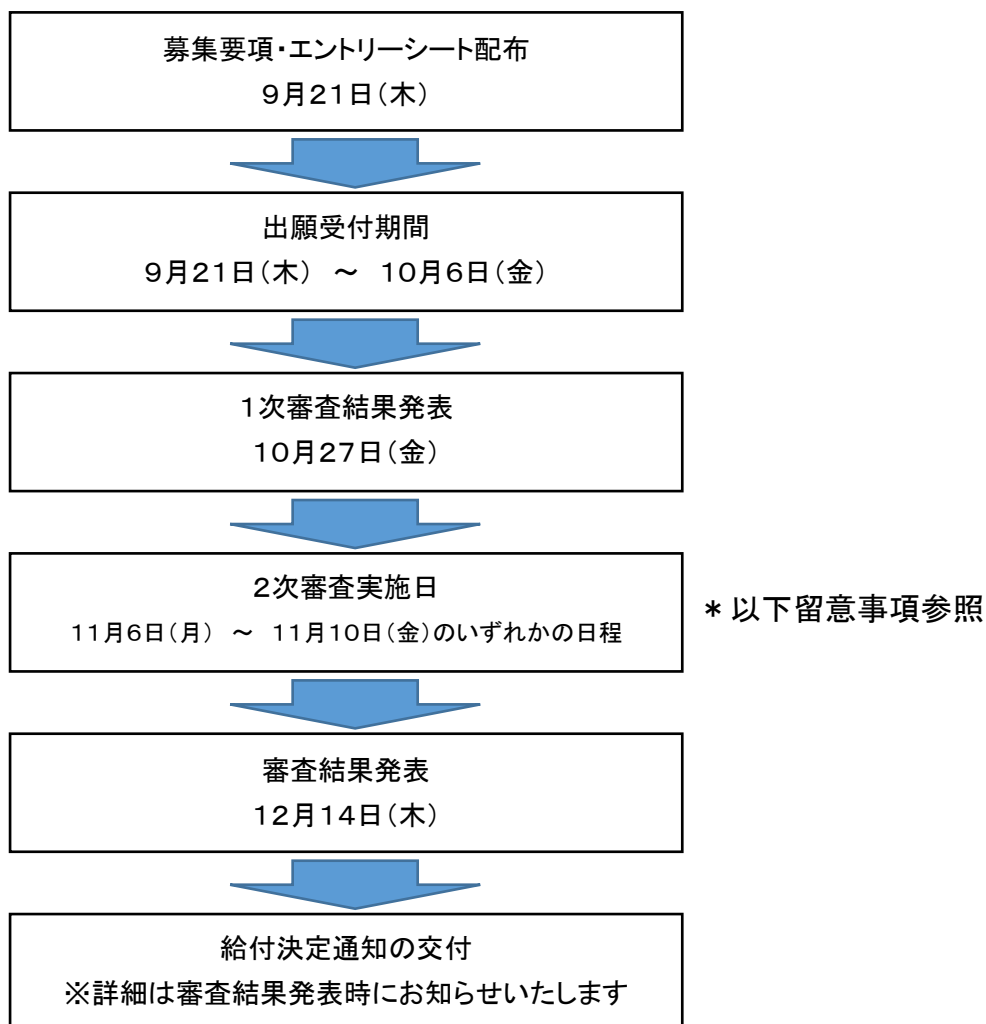
\* 資料が複数ある場合は、まとめてクリップ留めすること（ホチキス留め不可）

## 6. 出願受付場所

国際経営学部事務室

\* 事務室開室時間は、ホームページをご確認ください

## 7. スケジュール等



### <留意事項>

\* 各人の実施日については、1次審査結果発表時にお知らせします。

\* 実施日は希望制ではありません。私用・アルバイトなどの理由による日時の変更は一切受け付けませんので、予定を空けておいてください。

\* 欠席した場合は、いかなる理由があっても棄権したものとみなします。

\* 審査結果に関する電話での問い合わせには一切応じません。

## 8. 採用決定者

### ○給付決定通知及び採用手続き書類

本奨学金の採用者へ給付決定通知及び採用手続き書類をお渡しします。

指定の日時に国際経営学部事務室で書類を受領してください。

### ○奨学金の交付

所定の手続きを経て、**2024年1月下旬**に給付金額を一括して振り込みます。

## 9. その他特記事項

①本奨学金に採用された場合、所属ゼミ(FLP 含)の教員および出身高校へ報告する場合があります。予めご承知おきください。

②給付奨学生は、活動終了後に報告書(書式任意:A4用紙5000字程度(日本語)または2500ワード程度(英語))ならびに支出報告書(領収書添付:所定フォーマット)を作成し、E-mailで [glomac-grp@g.chuo-u.ac.jp](mailto:glomac-grp@g.chuo-u.ac.jp) に提出してください。

\* 提出期限は、活動終了後2か月以内とします。

\* 提出をしない場合には、給付奨学生としての資格を失います(下記③④参照)。

③給付奨学生が次のいずれかに該当する場合はその資格を失います。

\* 休学(年度内半期休学を含む)または退学したとき

\* 懲戒処分を受けたとき

\* 除籍されたとき

\* 提出された書類に虚偽の事実の記載が判明したとき

\* 計画が実行されなかったとき

\* 計画が途中で実行されなくなった時

\* 所定の書類の提出を怠ったとき

\* 本奨学金の給付を辞退したとき

\* その他国際経営学部教授会が給付奨学生として適当でないと認めたとき

④給付奨学生がその資格を失ったときは、給付奨学金の給付を停止し、給付奨学金の全額または一部を返還しなければなりません。

⑤活動終了後、②の報告書を本学部 HP に掲示するほか、本奨学金に関する広報活動への協力を依頼する可能性があります。

## 【問い合わせ先】

中央大学国際経営学部事務室／奨学金担当

TEL. 042-674-4410 FAX. 042-674-3716